

苫小牧市立図書館規則の一部改正（案）について

1 趣旨

市立図書館におきましては、現在図書資料（本、雑誌など）の館外貸出しを行っています。これに加え新たに視聴覚資料（DVD）の館外貸出しを実施するため、苫小牧市立図書館規則の一部改正を行うものです。

2 改正対象規則

苫小牧市立図書館規則

3 改正内容

現在、視聴覚資料は規則により館外貸出しを行わないこととしていますが、視聴覚資料（DVD）は1人につき1点以内、貸出期間は2週間以内で館外貸出しができる内容に改正します（団体貸出の場合を除く）。

4 施行日

公布の日より施行する。

※ 変更前の貸出しを受けることのできる資料

| 資料の種類 | 貸出しを受けることのできる資料数 | 貸出期間 |
|-------|------------------|-------|
| 図書資料 | 10冊以内 | 2週間以内 |

↓

変更後の貸出しを受けることのできる資料

| 資料の種類 | 貸出しを受けることのできる資料数 | 貸出期間 |
|-------|------------------|-------|
| 図書資料 | 10冊以内 | 2週間以内 |
| 視聴覚資料 | 1点以内 | |